

(4) 京都府実業団バドミントン連盟公印管理規程 (平成10年5月23日制定)

(目的)

第1条 本規程は、京都府実業団バドミントン連盟(以下「本連盟」という。)における公印の種類、保管、使用等に関して定めるものである。

(範囲及び種類)

第2条 本連盟において使用する公印は、次に掲げるものとする。

(1) 会長印

(2) 理事長印

(公印の書体等)

第3条 公印の書体、寸法等は別表の通りとする。

(保管者)

第4条 公印を保管させるため、公印保管者(以下「保管者」という。)を置く。

2 保管者は、連盟理事長とする。

3 保管者は、公印の盗難、不正使用等のないように厳重に保管するとともに、常に鮮明に押印できる状態にしておかなければならない。

(保管補助者)

第5条 保管者は、公印保管補助者(以下「保管補助者」という。)を必要に応じて定め、その職務を補助させることができる。

2 保管補助者は、保管者の命を受け、公印の保管その他の公印に関する事務に従事する。

(押印手続き)

第6条 公印を使用しようとする者(以下「公印使用者」という。)は、押印を必要とする文書等を、保管者又は保管補助者に提示するものとする。

2 保管者又は保管補助者は、前号の規定により提示された押印を必要とする文書等を確認した上で、自ら押印し、又は公印使用者に押印させるものとする。この場合において、公印使用者に押印させるときは、保管者又は保管補助者は、その押印に立ち会わなければならない。

(新調、改刻及び廃止)

第7条 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、常務理事会の決定を受けなければならない。

(事故報告)

第8条 保管者は、公印の盗難、紛失その他の事故があったときは、直ちに常務理事会に報告しなければならない。